

特別緑地保全地区の新しい補助が始まりました!

随時
受付中!

土地の買入れ・施設整備費用・機能維持増進事業の **1/2** を補助

補助内容

補助対象者 東京都内の区市町村

補助対象事業

1 特別緑地保全地区内における土地の買入れ

以下の要件をすべてみたすもの

- ① 特別緑地保全地区または特別緑地保全地区予定地*1
- ② 都市緑地法第17条の規定等により買入れる土地

2 特別緑地保全地区内における保全利用施設の整備

特別緑地保全地区または特別緑地保全地区予定地内における以下の施設の整備

- | | | |
|--------------------|--------|--------------------------------|
| ① 防火施設 | ⑥ 散策路 | ⑪ 駐輪場 |
| ② 土砂崩壊防止施設 | ⑦ ベンチ | ⑫ 水質保全のための水辺周辺施設 |
| ③ 景観保全のための植栽 | ⑧ 休憩所 | ⑬ 雨水貯留浸透機能を高めるための植栽及び施設 |
| ④ 防火・病虫害防除維持管理上の道路 | ⑨ 公衆便所 | ⑭ 緑地と一体となって良好な自然環境を形成している建造物*2 |
| ⑤ 立入防止柵、標識等の管理施設 | ⑩ 解説板 | |

3 特別緑地保全地区における機能維持増進事業

緑地の有する機能の維持増進を図るために行う立木竹の皆伐または択伐、土地の掘削その他必要な措置



清瀬市・下清戸道東特別緑地保全地区



西東京市・下保谷四丁目特別緑地保全地区

補助対象事業費

補助事業に要する経費から、
国庫補助金／分担金／負担金／寄附金等の
特定財源を控除した額

補助率

補助対象事業費の2分の1以内

NEW!

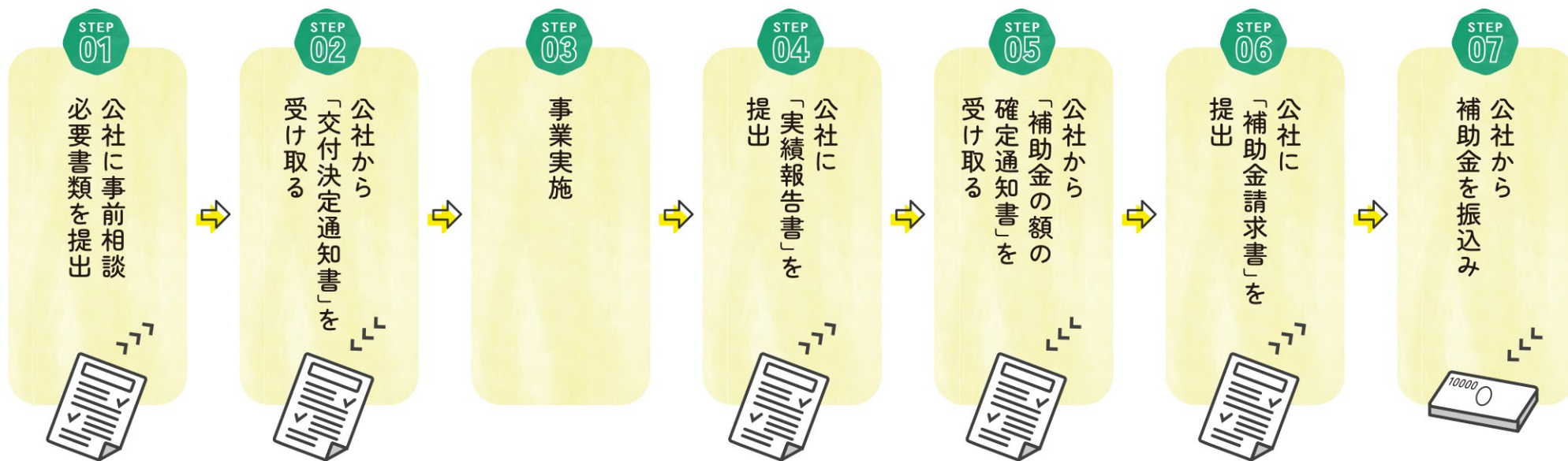
注意事項

*1 買入れ後、おおむね半年以内に特別緑地保全地区に指定される土地(区市町村の公社等が買入れた土地を買い戻す場合も補助対象)

*2 都市緑地法第12条第1項第2号を指定要件としている地区内の既存建造物または
屋敷林における屋敷等であり、区市町村が定める保全計画
又は緑の基本計画に保全すべき施設として記載されている地区内の既存建造物



補助金の申請から交付までの流れ



補足・注意事項

- ◆ 申請手続き・必要書類の詳細は「補助金交付申請の手引き」をご参照ください
- ◆ 申請は、特別緑地保全地区ごとに行ってください

- ◆ 必要書類は郵便・メールにてご提出ください
- ◆ 必要に応じて、現地確認や調査及びヒアリング等を依頼する場合があります

お問い合わせ先

◆ 特別緑地保全地区買入れ等支援事業に関すること

公益財団法人 東京都都市づくり公社
事業企画部 公益事業課 まちづくり支援係

〒192-0904

東京都八王子市子安町四丁目7番1号 サザンスカイトワー八王子7階

TEL: 042-686-1910 e-mail: koueki@toshizukuri.or.jp

補助金の
相談はこちら!



公社HP

<https://www.toshizukuri.or.jp/business/toshidukuri/ryokkajigyo.html>

◆ 特別緑地保全地区に関すること

東京都 都市整備局
都市づくり政策部 緑地景観課 公園計画担当

〒163-8001

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

TEL: 03-5388-3264 e-mail: S0000169@section.metro.tokyo.jp



都市整備局HP

https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kiban/kouen_ryokuti/tokubetsu.html



公益財団法人 東京都都市づくり公社



東京都